

奈良県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、疋田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 裕弘	葛城市疋田五一八
〃	赤井 勉	〃 一八三一二
〃	石井 克榮	〃 五四四一三
〃	木村 末夫	〃 一〇四一二
〃	瀬山 利行	〃 五一六一一
〃	吉川 隆重	〃 二四
〃	吉村 正博	〃 三六九一七
〃	山本 勝美	〃 四〇七一二
監事	西川 清勝	〃 一一三
〃	吉川 元清	〃 六三三一二
〃	野平 松雄	〃 二七八一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	清村 好伸	葛城市疋田三九〇
〃	西川 恭二	〃 五一七
〃	吉川 雅則	〃 二〇〇一一
〃	西川 和秀	〃 二〇一二
〃	西川 隆三	〃 五〇八
〃	石井 康友	〃 三九四一一
〃	山本 雅偉	〃 二五四一一
〃	吉川 隆	〃 四一六
監事	西川 裕弘	〃 五一八
〃	瀬山 利行	〃 五一六一一
〃	田中 一好	〃 二二二一五